

静岡県希少野生動植物保護条例（平成22年静岡県条例第37号）第8条第1項の規定に基づく指定希少野生動植物の指定に当たって、同条第2項の規定により、指定（案）を次のとおり縦覧に供する。

令和6年11月22日

静岡県知事 鈴木康友

1 縦覧に供する指定希少野生動植物の指定（案）

種名 (分類群)	県レッドデータ ブックのカテゴリー	指定理由
ミヤマハナワラビ (植物)	絶滅危惧 I A類	産地は限られており、個体数は少ない。 愛好家等による盗掘等により個体数及び産地が著しく減少しており、特に保護を図る必要があるため。
キタダケデンダ (植物)	絶滅危惧 I A類	産地は限られており、個体数は少ない。 愛好家等による盗掘により個体数及び産地が著しく減少しており、特に保護を図る必要があるため。
アカイシ Lindou (植物)	絶滅危惧 I B類	県内の個体は分布の南限で、産地は限られており、 個体数は少ない。 愛好家等による盗掘により個体数が著しく減少して おり、特に保護を図る必要があるため。
オノエ Lindou (植物)	絶滅危惧 I B類	県内の個体は分布の南限で、産地は限られており、 個体数は少ない。 愛好家等による盗掘等により個体数が著しく減少し ており、特に保護を図る必要があるため。
タカネシダ (植物)	絶滅危惧 I B類	産地は限られており、個体数は少ない。 愛好家等による盗掘等により個体数が著しく減少し ており、特に保護を図る必要があるため。

2 縦覧期間

令和6年11月22日（金）から令和6年12月5日（木）まで

3 縦覧の方法

(1) 県窓口での縦覧

静岡県くらし・環境部環境局自然保護課及び静岡県各農林事務所森林整備課

(2) インターネットでの縦覧

静岡県ホームページ（自然保護課のページ）

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/introduction/soshiki/1002382/1002546/1017621.html>

4 指定（案）に対する意見書の提出

(1) 意見の提出期間

令和6年11月22日（金）から令和6年12月5日（木）まで

(2) 意見の提出方法

持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で意見書（様式自由）を提出する。

なお、意見の内容について照会する場合があるので、意見書には氏名、住所及び連絡先（電話番号等）を明記する。

(3) 意見の提出先

ア 持参又は郵送の場合

郵便番号 420-8601

静岡市葵区追手町9番6号 ぐらし・環境部環境局自然保護課（県庁西館6階）

イ ファクシミリの場合

ファクシミリ番号 054-221-3278 （ぐらし・環境部環境局自然保護課）

ウ 電子メールの場合

shizenhogo@pref.shizuoka.lg.jp

(4) 問い合わせ先

ぐらし・環境部環境局 自然保護課 自然保護班

電話番号 054-221-2545